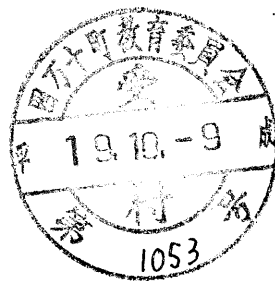


教育長	次 長	課 長	係
省	県		



19 高教政第 765 号
平成 19 年 10 月 3 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

児童生徒引率中の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、日ごろから十分に配慮し、管内の教職員の指導に努めていただき厚くお礼申し上げます。

各学校においては、今年度に入り、不祥事防止について話し合い、その内容について、県民や地域、保護者の皆様に公表していただいたと存じます。残念ながら公表後も教職員の不祥事が発生し、県民の信頼を裏切ることになっています。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、5月に立ちあげた不祥事対策研究会で過去11年間の不祥事の調査・分析を行ったところ、宿泊を伴う教育活動中に教職員の不祥事が発生しやすいことが判明しました。

これまでも、平成17年7月に作成した『「信頼される学校づくりのために（不祥事防止に向けて）」（事例・チェックリスト）』において、「宿泊を伴う教育活動等では、飲酒をしないことを徹底しているか」のチェック項目を例示し、注意喚起してまいりましたが、今後も、修学旅行や部活動の遠征・合宿等宿泊を伴う教育活動が多くあることから、下記事項について、管内の教職員に周知し、徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の引率は、公務であるという意識をもつこと
- 2 児童生徒引率中の飲酒はしないこと
- 3 個室における児童生徒への1対1の指導は避けるようにし、やむを得ない場合は、時間や周りの状況等特段の配慮をして行うこと
- 4 児童生徒の生活リズムや体調を考え、就寝時刻の指導を適切に行うこと
- 5 緊急時の連絡体制・対応方法を事前に明確にしておくこと
- 6 児童生徒からの徴収金や経費等の収支決算は、速やかに適切に行うこと
- 7 特別な支援を要する児童生徒に対しては、適切な指導方法をとること